

○倉敷市パブリックコメント手続要綱

平成21年12月8日

告示第683号

改正 平成28年2月16日告示第65号

平成29年3月31日告示第192号

平成31年3月28日告示第171号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の政策の策定過程における市民の行政参画の機会を提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすことにより、行政運営の透明性の向上を図り、もって公平公正で開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 本市の政策の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を公表し、市民にその政策案に対する意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮し、実施機関の意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長をいう。
- (3) 市民 本市内に住所を有する者、本市内に通勤し、又は通学する者、本市内に事務所又は事業所を有するものその他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる場合において、市民の生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められるときは、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 本市の基本的な施策に関する計画、指針等を策定し、又は改定しようとする場合
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例を制定し、又は改廃しようとする場合
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収に関す

る条項を除く。)を制定し、又は改廃しようとする場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 実施機関が緊急を要すると認める場合

(2) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

(3) 市民の意見を聴取する手続が法令等に定められている場合

(4) この要綱の例により市民の意見を聴取する手続を経ている場合

(予告)

第4条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次条の規定により政策案を公表する前に、本市の広報紙又はホームページへの掲載等により、次に掲げる事項を予告するものとする。

(1) 政策案の名称

(2) 意見等の提出期間

(政策案の公表)

第5条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施に当たり、当該手続に係る政策案を本市のホームページに掲載するとともに、実施機関が指定する日時及び場所において閲覧に供し、又は配布することにより、公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、市民が当該政策案について十分理解できるよう、次に掲げる事項に係る参考資料を併せて公表するものとする。

(1) 政策案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 政策案の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関において市民が政策案の内容を理解するために必要と認める事項

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、前条の規定による公表の日からおおむね1箇月を目安に、市民が政策案について意見等を提出するための必要な期間を定め、意見等の提出を求めるものとする。

2 前項の意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見等の提出をしようとする市民は、住所、氏名又は団体名及び連絡先を明示するものとする。

(意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、市民から提出された意見等を考慮し、政策について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策について意思決定を行ったときは、最終案並びに提出された意見等及び当該意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、当該意見等のうち類似の意見等は、その数を明示した上でまとめて公表することができるものとする。

3 実施機関は、提出された意見等に特定の個人又は団体の権利又は利益を害するおそれのある内容が含まれる等により、公表することが適当でないと判断するときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 実施機関は、意見等を提出した市民に関する情報を公表してはならない。

5 第2項の規定による公表については、第5条第1項の規定を準用する。

(実施回数)

第8条 パブリックコメント手続は、政策の策定段階に応じ、複数回実施することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に意思決定を行う政策について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に意思決定の過程にある政策案で、市民の意見を聴取する手続を経ているものについては、この要綱の規定は適用しない。

附 則（平成２８年２月１６日告示第６５号）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月３１日告示第１９２号）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２８日告示第１７１号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。